

山梨県公報

第千六百三十号

平成十七年

十二月二十六日

月 曜 日

目次

告 示

道路の区域変更(三件)…………… 八五五

道路の供用開始(五件)…………… 八五六

公 告

公聴会の実施…………… 八五七

国土調査の成果の認証…………… 八五七

一般競争入札について…………… 八五七

落札者等の決定について…………… 八六〇

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について…………… 八六〇

人事委員会

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則…………… 八六〇

山梨県学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則…………… 八六二

教育委員会

山梨県指定有形文化財及び山梨県指定天然記念物の指定…………… 八六三

公安委員会

技能検定員等審査の実施…………… 八六四

その他

土地収用法第四十六条の規定による審理の実施(二件)…………… 八六五

告 示

山梨県告示第六百五十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東地域振興局石和建設部において、この告示の日から平成十八年一月十六日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年十二月二十六日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 甲府玉穂中道線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
東八代郡中道町大字右左口字山越一六一三番の一地先から 東八代郡中道町大字右左口字山越一六一〇番の一地先まで	九・一	六・五	一〇・七	五〇・五
	一三・七	五〇・七		

山梨県告示第六百六十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東地域振興局石和建設部において、この告示の日から平成十八年一月十六日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年十二月二十六日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 甲府精進湖線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
東八代郡中道町大字上曾根字川除添二二四五番の四地先から 東八代郡中道町大字上曾根字木ノ下二七一三番の一地先まで	一四・五	一四・五	五七・五	一四八・〇
	四〇・〇	一四八・〇		

山梨県告示第六百六十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道

路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十八年一月十六日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年十二月二十六日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 河口湖芦川線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
南都留郡富士河口湖町大字大石字中野山二七七番の三地先から 南都留郡富士河口湖町大字大石字大法螺山二七七四番の六二地先まで	一六・二丁 二七・六	一六・二丁 二七・六	六六三・〇	六六五・八

山梨県告示第六百六十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東地域振興局石和建設部において、この告示の日から平成十八年一月十六日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年十二月二十六日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
一般国道	一四〇号	笛吹市大字石和町東高橋字梅ノ木一〇〇番の二地先から 笛吹市大字石和町東高橋字梅ノ木二六七番の一 địa先まで	三二〇・〇	平成十七年十二月二十六日

山梨県告示第六百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道

路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東地域振興局石和建設部において、この告示の日から平成十八年一月十六日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年十二月二十六日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	甲府笛吹線	笛吹市大字石和町東高橋字梅ノ木一三一番の一 địa先から 笛吹市大字石和町東高橋字梅ノ木八二番の二地先まで	二二六・〇	平成十七年十二月二十六日

山梨県告示第六百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東地域振興局石和建設部において、この告示の日から平成十八年一月十六日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年十二月二十六日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	山梨笛吹線	笛吹市大字一宮町田中字川久保八七番の一 địa先から 笛吹市大字一宮町竹原田字若鞭町五〇九番の一 địa先まで	一三三三・三	平成十七年十二月二十六日

山梨県告示第六百六十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東地域振興局石和建設部において、この告示の日から平成十八年一月十六日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年十二月二十六日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	笛吹芦川市 川三郷線	笛吹市大字八代町高家字御堀二 〇番の一地先から 笛吹市大字八代町竹居字前田一 九二八番地先まで		二六八・〇	平成十七年 十二月二十 六日

山梨県告示第六百六十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東地域振興局石和建設部において、この告示の日から平成十八年一月十六日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年十二月二十六日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	甲府玉穂中 道線	東八代郡豊富村大字浅利字一ノ 出シ割二一九二番の四地先から 東八代郡豊富村大字大鳥居字東 原三六二一番の一地先まで		一四三・〇	平成十八年 一月十日

公 告

● 公聴会の実施

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第七条第四項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成十七年十二月二十六日

山梨県知事 山本 栄彦

一 開催日時

平成十八年一月十八日（水）午後一時三十分

二 開催場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁北別館六〇一会議室

三 聴こつとする案件

山梨県特定鳥獣（イノシシ）保護管理計画について
公聴会に関する問い合わせ先
甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県森林環境部みどり自然課（電話〇五五 二二三 一五二〇）

● 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成十七年十二月二十六日

山梨県知事 山本 栄彦

一 調査を行った者の名称

中富町

二 調査を行った時期

平成十二年九月四日から平成十三年三月二十二日まで

三 成果の名称

地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

身延町大字西島の一部地区

五 認証年月日

平成十七年十二月十三日

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十七年十二月二十六日

山梨県知事 山本 栄彦

一 一般競争入札に付する事項

1 工事名

国道一三九号松姫トンネル大月工区建設工事（以下「対象工事」という。）

2 工事場所

山梨県大月市七保町瀬戸深城一工区

3 工事概要

トンネル工 NATM工法

延長 千八百九十四・五メートル

道路幅員 六・〇(七・〇)メートル

掘削断面積 五十八・九平方メートルから六十五・五平方メートルまで

掘削量 十一万六千四百六十九立方メートル

プレテンション方式の単純中空床版橋

橋長 二十一メートル

幅員 六・〇(九・二)メートル

なお、対象工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成十二年法律第百四号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

4 工期

平成二十一年十二月十五日まで

5 予定価格

三十一億八千九百九十七万五千円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

6 対象工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後< m方式の試行工事である。
なお、詳細は特記仕様書のとおりとする。

二 一般競争入札の参加資格

任意の三者により構成される特定建設工事共同企業体(以下、「共同企業体」という。)であつて、次に掲げる条件に該当する者であること。

1 共同企業体の各構成員に係る参加資格

(一) 平成十七年度における建設工事の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等(平成十七年山梨県告示第五百四十六号)に基づく土木一式工事に係る一般競争入札参加資格を有していること。

(二) 各構成員は、次のすべての要件を満たす者であること。

(1) 代表構成員

ア 平成十七年五月一日の直前に終了する事業年度を対象とした経営事項審査の総合評価点(以下、「総合評価点」という。)のうち、土木一式工事に係る総合評価点が千二百点以上であること。

イ プレストレストコンクリート工事に係る総合評価点が千点以上であること。

ウ 平成七年四月一日以降に対象工事と同種の工事(同一トンネルで掘削断面積四十平方メートル以上かつ延長千二百メートル以上のマンユシ工法による新設トンネル工事)を元請けとして請け負い、当該工事の完成、引き渡し済みの施工実績(共同企業体の構成員として施工した場合にあっては、当該共

同企業体への出資比率が二十パーセント以上のときの実績に限る。)を有すること。

(2) 代表構成員以外の構成員二者

ア 土木一式工事に係る総合評価点が九百点以上であること。

イ 平成七年四月一日以降に対象工事と同種の工事(掘削断面積四十平方メートル以上のマンユシ工法による新設トンネル工事)を元請けとして請け負い、当該工事の完成、引き渡し済みの施工実績(共同企業体の構成員として施工した場合にあっては、当該共同企業体への出資比率が二十パーセント以上のときの実績に限る。)を有すること。

(三) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(四) 入札日以前六月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。

(五) 入札日において不渡りによる取引停止処分を受けてから二年を経過しない者でないこと。

(六) 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。

(七) この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

(八) 契約締結日の一年七月前の日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けている者で、原則としてこれに係る経営事項審査結果通知書(以下、「直近の経営事項審査結果通知書」という。)を提示できる者であること。

2 共同企業体の参加資格

(一) 共同企業体の結成は、二の1の条件を満たす者の自由意志に委ねる自主結成方式とする。

(二) 代表構成員の出資比率は、構成員中最大であること。

(三) 代表構成員以外の各構成員の出資比率は、二十パーセント以上であること。

(四) 代表構成員及び各構成員は、当該工事に係る入札において、同時に二以上の共同企業体の構成員になることはできないものであること。

(五) 現在、監理技術者資格者証を保有する一級土木施工管理技士又は同等以上の資格を有する者で、平成七年四月一日以降に監理技術者、主任技術者又は工事実績情報システム(CORNS)に登録されている担当技術者として、二の1の(二)

(1)のウに掲げる同種の工事（完成、引き渡し済みのものに限る。）への施工従事経験を有し、企業体の構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申込みを行った日以前に三ヶ月以上の期間、継続した雇用関係があること。）がある者一名を対象工事に専任で配置できる共同企業体であること。なお、工事の施工に当たっては、各構成員が各々技術者を配置すること。また、原則として工事完成まで配置予定技術者の変更は、病休、死亡、退職等の県が認める理由によるものを除き、認めない。

三 入札手続等

1 契約条項を示す場所及び入札説明書の交付方法

平成十八年二月七日（火）までに、「山梨県公共事業ポータルサイト」（<http://www.cals.pref.yamanashi.lg.jp/>）情報公開サービス「入札公告」からダウンロードすること。

2 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出方法

この公告の日から平成十八年一月十三日（金）までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時三十分までに山梨県富士北麓・東部地域振興局大月建設部総務スタッフ（山梨県大月市大月町花咲千六百八番地三）に持参すること。

3 入札及び開札の日時及び場所

平成十八年二月八日（水）午前十一時 恩賜林記念館（山梨県甲府市丸の内二丁目五番四号）二階大会議室

4 郵便による入札書の受領期限及び受領場所

平成十八年二月七日（火）午後五時までに山梨県土木部土木総務課契約担当（郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）に必着すること。

5 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない共同企業体の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした共同企業体の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。なお、入札参加資格の確認を受けた共同企業体であっても、入札

時において二に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった共同企業体の行った入札は、無効とする。

7 落札者の決定方法

山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあること認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ことがある。

四 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札保証金

納付を要する。ただし、規則第八八条の二の規定に該当する者は、入札保証金を免除する。

3 契約保証金

納付を要する。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

4 契約書作成の要否

要（山梨県建設工事請負契約約款を用いる。）

5 契約の締結

この公告に係る契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年山梨県条例第十三号）に基づき、山梨県議会において議決に付す必要のある契約であるので、議決があるまでの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとする。

6 談合の禁止、談合に対する契約解除及び違約金規定

入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなくてはならない。

7 その他

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和二十八年山梨県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第八条の九を削る。

第八条の八中「第八条の第二第三項」を「第十五条第一項」に改め、同条を第八条の十とし、同条の次に次の一条を加える。

（介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限）

第八条の十一 第八条の二から第八条の九までの規定（第八条の四第一項第三号及び第四号、第八条の七第一項第三号及び第四号、第八条の九第一項第三号及び第四号並びに同条第二項第二号を除く。）は、条例第八条の第二第二項において準用する同条第一項及び条例第八条の第三第三項において準用する同条第一項又は第二項の規定により要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第八条の二及び第八条の第三第一項中「条例第八条の第二第一項」とあるのは「条例第八条の第二第二項において準用する同条第一項」と、第八条の第二第二項中「子を養育」とあるのは「要介護者（条例第十五条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者をいう。以下同じ。）を介護」と、第八条の四第一項第一号、第八条の七第一項第一号及び第八条の九第一項第一号中「子」とあるのは「要介護者」と、第八条の四第一項第二号、第八条の七第一項第二号及び第八条の九第一項第二号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子」とあるのは「要介護者が離婚、婚姻の取消し、離縁等により、職員の親族」と、第八条の五第一号及び第八条の六第一項中「条例第八条の第三第一項」とあるのは「条例第八条の第三第三項において準用する同条第一項」と、第八条の五第二号中「子を養育」とあるのは「要介護者を介護」と、第八条の八第一項中「条例第八条の第三第二項」とあるのは「条例第八条の第三第三項において準用する同条第二項」と読み替えるものとする。

第八条の七を第八条の九とし、第八条の六第一項中「第八条の第二第二項の」を「第八条の第三第二項の規定による」に、「しなければならぬ」を「されなければならぬ」に改め、同条を第八条の八とする。

第八条の五を削る。

第八条の四第一項第四号中「第八条の二」を「第八条の五」に改め、同条を第八条の七とする。

第八条の三第一項中「第八条の第二第一項」を「第八条の第三第一項」に、「しなければならぬ」を「されなければならぬ」に改め、同条を第八条の六とする。

第八条の二中「第八条の第二第一項」を「第八条の第三第一項」に改め、同条第二号中「子を保育」を「子を養育」に改め、同条第三号中「六週間」を「八週間」に改め、同条を第八条の五とし、第八条の次に次の三条を加える。

（育児を行う場合の早出遅出勤務等の対象とならない職員）

第八条の二 条例第八条の第二第一項の人事委員会規則で定める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- 一 就業していない者（就業日数が一月について三日以下の者を含む。）であること
- 二 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により請求に係る子を養育することが困難な状態にある者でないこと
- 三 八週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）以内に出産する予定である者又は産後八週間を経過しない者でないこと

（育児を行う職員の早出遅出勤務の請求等）

第八条の三 条例第八条の第二第一項の規定による請求（以下「早出遅出勤務の請求」という。）は、任命権者が定める早出遅出勤務請求書により、早出遅出勤務を請求する一の期間（以下「早出遅出勤務期間」という。）について、その初日（以下「早出遅出勤務開始日」という。）及び末日（以下「早出遅出勤務終了日」という。）とする日を明らかにして、早出遅出勤務開始日の前日までに、任命権者に対し、あらかじめされなければならない。

2 任命権者は、早出遅出勤務の実施に当たり、早出遅出勤務に係る始業及び終業の時刻、休憩時間並びに休憩時間をあらかじめ定めて職員に周知しなければならない。この場合において、当該始業及び終業の時刻は、それぞれ午前七時以後及び午後十時以前に設定しなければならない。

3 任命権者は、早出遅出勤務の請求があつたときは、公務の正常な運営を妨げるかどうかについて、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。

4 任命権者は、前項の規定による通知後において公務の正常な運営を妨げる日があることが明らかとなつた場合にあつては、当該日の前日までに、当該早出遅出勤務の請求をした職員に対しその旨を通知しなければならない。

5 任命権者は、早出遅出勤務の請求に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、当該請求に係る事実を証明することができる書類の提出を求めることができる。

第八条の四 早出遅出勤務の請求がされた後早出遅出勤務開始日とされた日の前日まで、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求は、されなかつたものとみなす。

- 一 当該請求に係る子が死亡したこと
- 二 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなつたこと

三 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなつたこと。
四 当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして第八条の二に定める者に該当することとなつたこと。

2 早出遅出勤務開始日以後早出遅出勤務終了日とされた日の前日までに、前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、早出遅出勤務の請求は、当該事由が生じた日を早出遅出勤務終了日とする請求であつたものとみなす。
3 前二項の場合において、職員は遅滞なく第一項各号に掲げる事由が生じた旨を任命権者に届け出なければならない。

4 前条第四項の規定は、前項の規定による届出について準用する。
第二十三条第二項中「三十分」を「六十分」に改める。
第二十三条の二第一項中「小学校」を「中学校」に改める。
第二十四条の次に次の一条を加える。

(男性職員の育児参加休暇)

第二十四条の二 男性職員の育児参加休暇は、職員の配偶者が出産する場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるときにおける休暇とする。

2 男性職員の育児参加休暇は、職員の配偶者の出産予定日の八週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)前の日から当該出産の日後八週間を経過する日までの間に於いて、一日又は一時間を単位とする。この場合において、一時間を単位とする男性職員の育児参加休暇を日に換算する場合には、第十二条第三項の規定を準用する。

附則

この規則は、平成十八年一月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第四十一号

山梨県学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十七年十二月二十六日

山梨県人事委員会

委員長 淺井和夫

山梨県学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

山梨県学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(昭和四十四年山梨県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第七条の九を削る。

第七条の八中「第九条の二第三項」を「第十六条第一項」に改め、同条を第七条の十とし、同条の次に次の一条を加える。

(介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第七条の十一 第七条の二から第七条の九までの規定(第七条の四第一項第三号及び第四号、第七条の七第一項第三号及び第四号、第七条の九第一項第三号及び第四号並びに同条第二項第二号を除く。)は、条例第九条の二第二項において準用する同条第一項及び条例第九条の三第三項において準用する同条第一項又は第二項の規定により要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第七条の二及び第七条の三第一項中「条例第九条の二第一項」とあるのは「条例第九条の二第二項において準用する同条第一項」と、第七条の二第二号中「子を養育」とあるのは「要介護者(条例第十六条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者をいう。以下同じ。)を介護」と、第七条の四第一項第一号、第七条の七第一項第一号及び第七条の九第一項第一号中「子」とあるのは「要介護者」と、第七条の四第一項第二号、第七条の七第一項第二号及び第七条の九第一項第二号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子」とあるのは「要介護者が離婚、婚姻の取消し、離縁等により、職員の親族」と、第七条の五第一号及び第七条の六第一項中「条例第九条の三第一項」とあるのは「条例第九条の三第三項において準用する同条第一項」と、第七条の五第二号中「子を養育」とあるのは「要介護者を介護」と、第七条の八第一項中「条例第九条の三第二項」とあるのは「条例第九条の三第三項において準用する同条第二項」と読み替えるものとする。

第七条の七を第七条の九とし、第七条の六第一項中「第九条の二第二項の」を「第九条の三第二項の規定による」に、「しなければならぬ」を「されなければならない」に改め、同条を第七条の八とする。

第七条の五を削る。

第七条の四第一項第四号中「第七条の二」を「第七条の五」に改め、同条を第七条の七とする。

第七条の三第一項中「第九条の二第二項」を「第九条の三第一項」に、「しなければならぬ」を「されなければならない」に改め、同条を第七条の六とする。

第七条の二中「第九条の二第二項」を「第九条の三第一項」に改め、同条第二号中「子を保育」を「子を養育」に改め、同条第三号中「六週間」を「八週間」に改め、同条を第七条の五とし、第七条の次に次の三条を加える。

(育児を行う場合の早出遅出勤務等の対象とならない職員)
第七条の二 条例第九条の二第一項の人事委員会規則で定める者は、次の各号のいずれ

にも該当する者とする。

- 一 就業していない者（就業日数が一月について三日以下の者を含む。）であること。
- 二 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により請求に係る子を養育することが困難な状態にある者でないこと。

三 八週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）以内に出産する予定である者は産後八週間を経過しない者でないこと。

（育児を行う職員の早出遅出勤務の請求等）

第七条の三 条例第九条の二第一項の規定による請求（以下、「早出遅出勤務の請求」という。）は、県教育委員会が定める早出遅出勤務請求書により、早出遅出勤務を請求する一の期間（以下、「早出遅出勤務期間」という。）について、その初日（以下、「早出遅出勤務開始日」という。）及び末日（以下、「早出遅出勤務終了日」という。）とする日を明らかにして、早出遅出勤務開始日の前日までに、県教育委員会に対し、あらかじめされなければならない。

2 県教育委員会は、早出遅出勤務の実施に当たり、早出遅出勤務に係る始業及び終業の時刻、休憩時間並びに休息時間をあらかじめ定めて職員に周知しなければならない。この場合において、当該始業及び終業の時刻は、それぞれ午前七時以後及び午後十時以前に設定しなければならない。

3 県教育委員会は、早出遅出勤務の請求があつたときは、公務の正常な運営を妨げるかどうかについて、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。

4 県教育委員会は、前項の規定による通知後において公務の正常な運営を妨げる日があることが明らかとなつた場合にあつては、当該日の前日までに、当該早出遅出勤務の請求をした職員に対しその旨を通知しなければならない。

5 県教育委員会は、早出遅出勤務の請求に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、当該請求に係る事実を証明することができる書類の提出を求めることができる。

第七条の四 早出遅出勤務の請求がされた後早出遅出勤務開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求は、されなかつたものとみなす。

- 一 当該請求に係る子が死亡したこと。
- 二 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなつたこと。

三 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなつたこと。

四 当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、常態として当該子を養育することができずとして第七条の二に定める者に該当することとなつたこと。

なつたこと。

2 早出遅出勤務開始日以後早出遅出勤務終了日とされた日の前日までに、前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、早出遅出勤務の請求は、当該事由が生じた日を早出遅出勤務終了日とする請求であつたものとみなす。

3 前二項の場合において、職員は遅滞なく第一項各号に掲げる事由が生じた旨を県教育委員会に届け出なければならない。

4 前条第四項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

第二十二條第二項中、「三十分」を、「六十分」に改める。

第二十二條の二第一項中、「小学校」を、「中学校」に改める。

第二十三條の次に次の一条を加える。

（男性職員の育児参加休暇）

第二十三條の二 男性職員の育児参加休暇は、職員の配偶者が出産する場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるときにおける休暇とする。

2 男性職員の育児参加休暇は、職員の配偶者の出産予定日の八週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）前の日から当該出産の日後八週間を経過する日までの間において、一日又は一時間を単位とする。この場合において、一時間を単位とする男性職員の育児参加休暇を日に換算する場合には、第十一条第三項の規定を準用する。

附則

この規則は、平成十八年一月一日から施行する。

教育委員会

山梨県教育委員会告示第七号

山梨県文化財保護条例（昭和三十一年山梨県条例第二十九号）第四条第一項及び第三十一条第一項の規定により、次の文化財を山梨県指定有形文化財及び山梨県指定天然記念物として指定する。

平成十七年十二月二十六日

山梨県教育委員会

委員長 曾根修

一 有形文化財の部

彫刻

名称	員数	構造及び形式	所有者	所有者の住所	所在の場所
木造蔵王権現立像	一躯	本体及び岩座 ひのき材一木造、全高九二・八センチメートル、像高八三・七センチメートル、髪際高六九・八センチメートル	山梨県	甲府市丸の内一丁目六番一 号	笛吹市御坂町成田一五〇一番地の 一山梨県立博 物館

考古資料

名称	員数	構造及び形式	所有者	所有者の住所	所在の場所
上北田遺跡出土品	五三点	土器類六點、石器類四三點、土製品一、石製品三點	北杜市	北杜市須玉町大豆生田九六番地一	北杜市須玉町大豆生田九六番地一
大師東丹保遺跡網代	一点	木製品、長辺一五〇・〇センチメートル、短辺九三・〇センチメートル	山梨県	甲府市丸の内一丁目六番一 号	東八代郡中道町下曾根九二番地 三番地 山梨県立考古 博物館

二 史跡名勝天然記念物の部
天然記念物

名称	所在地	所有者
慈雲寺のイトザクラ	甲州市塩山中萩原三五二番地	慈雲寺

公安委員会

● 技能検定員等審査の実施
道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。）第九十九条の二第四項第一号イの規定による技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「技能検定員審査」という。）及び法第九十九条の三第四項第一号イの規定による自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）を次のとおり実施する。

平成十七年十二月二十六日

山梨県公安委員会

委員長 吉 泉 信 一

一 審査の種類

1 技能検定員審査

大型自動車免許、大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及び牽引免許（以下「特定第一種運転免許」という。）、普通自動車免許並びに大型及び普通自動車第二種運転免許（以下「大型自動車第二種免許等」という。）に係る各技能検定員審査

2 教習指導員審査

特定第一種運転免許、普通自動車免許及び大型自動車第二種免許等に係る各教習指導員審査

二 審査日時及び場所

1 審査日時

平成十八年一月三十日（月）及び二月三日（金）
（午前九時から午後四時まで）

2 審査場所

山梨県南アルプス市野牛島千八百二十八番地 山梨県運転免許センター

三 受付期間及び場所

1 期間

平成十八年一月四日（水）から平成十八年一月二十三日（月）まで

2 場所

山梨県南アルプス市野牛島千八百二十八番地 山梨県警察本部交通部運転免許課

四 教習所指導係

審査内容

1 技能検定員審査

技能検定に関する技能及び知識

2 教習指導員審査
教習に関する技能及び知識

五 審査手数料

1 技能検定員審査

(一) 特定第一種運転免許
一万四千七百五十円

(二) 普通自動車免許
二万五百円

(三) 大型自動車第二種免許等
二万二千五十円

2 教習指導員審査

(一) 特定第一種運転免許
九千八百五十円

(二) 普通自動車免許
一万二千五百円

(三) 大型自動車第二種免許等
一万二千五百円

なお、山梨県収入証紙により納付すること。

六 その他

1 審査申請、内容、手続等についての詳細は、山梨県警察本部交通部運転免許課（電話〇五五（二八五）〇五三三内線五九二）に問い合わせる。

2 技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書を提出するとともに、その受けようとする審査に係る運転免許証を提示すること。

大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、当該審査の種類に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証を提示すること。

なお、審査細目の免除者は、免除該当者であることを証明するものを添付し申請すること。

その他

山梨県収用委員会告示第一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条の規定による審理を次のと

おり行う。

平成十七年十二月二十六日

山梨県収用委員会

一 収用事件名 一般国道二〇号改築工事（大月バイパス・山梨県大月市駒橋三丁目字仲下地内から同県同市大月一丁目字宮原地内まで）

二 審理の期日 平成十八年一月十八日

三 審理の場所 甲府市中央一丁目七番十五号 古名屋ホテル

山梨県収用委員会告示第二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条の規定による審理を次のとおり行う。

平成十七年十二月二十六日

山梨県収用委員会

一 収用事件名 一般国道一四〇号改築工事（山梨県笛吹市大字春日居町下岩下地内から同県山梨市大字万力地内まで）及びこれに伴う農業用排水路付替工事

二 審理の期日 平成十八年一月十八日

三 審理の場所 甲府市中央一丁目七番十五号 古名屋ホテル

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番